

申請者各位

平成 28 年 11 月
株式会社トータル建築確認評価センター

完了検査時の現場立会について

現在、完了検査時に現場への立会をお願いしておりますが、下記に該当する物件に限り、検査時の立会を省略していただけるようになりますのでご活用ください。

記

対象の物件 : 法第 6 条の 4 第 1 項に規定する特例物件に限ります。

受付開始日 : 平成 28 年 12 月 1 日 (木曜日) 申請受付分より

必要な書類 : 完了検査立会に関する申出書 (当社書式 T-111 号)

※「完了検査の立会がない場合の注意事項」をご理解いただき、完了検査申請時に必ず「完了検査立会に関する申出書」(当社書式 T-111 号)を添付ください。
「完了検査立会に関する申出書」の添付が必須となりますので、添付がない場合は通常通りの立会をお願いいたします。

※検査結果の連絡は、FAXでの対応とさせていただきます。

その他ご質問等、詳しくは窓口にてお問い合わせください。

以上